

令和5年度狛江市市民福祉推進委員会高齢小委員会（臨時会）

- 1 日 時 令和5年8月18日（金） 午後8時45分から9時まで
- 2 場 所 狛江市防災センター302・303 会議室
- 3 出席者 委 員 高橋 信幸 南谷 吉輝 谷田部 茂
事務局 福祉政策課 福祉政策係（光富 伸江）
- 4 欠席者 なし
- 5 資 料 【資料1】市民福祉推進委員会高齢小委員会委員の選出について
- 6 議題 委員長及び副委員長の選任について

7 議事

○開会

（事務局）

それでは、令和5年度狛江市市民福祉推進委員会高齢小委員会臨時会を開会いたします。

小委員会委員長が選任されていないため、小委員会委員長選任まで議事は事務局が進行させていただきます。

小委員会委員長の選任は、狛江市福祉基本条例施行規則（以下「規則」という。）第29条の規定により準用する第23条第1項の規定により、委員の互選によって定めるものとされております。

どなたか委員長を御推薦いただけますでしょうか。

（委員）

高齢小委員会前委員長である高橋委員を委員長に推薦いたします。

（事務局）

委員の皆さまいかがでしょうか。

（異議なし）

（事務局）

それでは、高橋委員長、議事の進行をよろしく願いいたします。

(高橋委員長)

それでは、副委員長の選任を行います。

どなたか副委員長を御推薦いただけますでしょうか。

(委員)

狛江市介護支援専門員連絡会会長である南谷委員を副委員長に推薦いたします。

(異議なし)

(高橋委員長)

続いて高齢小委員会委員のうち、規則第 27 条第 3 項の規定に基づく委員について推薦を行います。まず付議事項に関する関係者として、あいとびあ地域包括支援センター長、社会福祉法人狛江福祉こまえ苑事務局長、狛江市歯科医師会及び狛江市薬剤師会の推薦する者及び学識経験者として現任委員の末田委員を加えたいと思います。

(異議なし)

(高橋委員長)

ありがとうございます。では、事務局より今後の手続きについて御説明をお願いいたします。

(事務局)

規則第 27 条第 3 項の規定に基づく委員について推薦をいただき、同条第 4 項の規定により市長が委嘱又は任命を行うこととなります。

(高橋委員長)

何かございますか。ないようでしたら、高齢小委員会（臨時会）を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。